

山口県報

平成19年
2月9日
(金曜日)

目 次

告示
家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施(畜産振興課).....一



山口県告示第六十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成十九年二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 区域
山口県全域
- 三 期日
平成十九年二月十三日から同月二十六日まで
- 四 実施の方法
鶏、あひる、つづら又は七面鳥の所在する畜舎(家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。)の周囲に消石灰を散布する。

平成十九年二月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）